

生涯学習活動団体登録のしおり

— 生涯学習活動の意義と公民館による支援 —

少子高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、急速に社会経済環境が変化し、個人の価値観や生活様式が多様化する中、地域における学びは、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成の促進、地域の持続的発展にも資することから、より一層重要になっています。

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点として、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた講座の開催など様々な学習機会を提供するほか、生涯学習活動団体として登録された団体に対して、次のとおり活動を支援しています。



公民館による生涯学習活動団体に対する支援内容

- ・公民館の活動場所としての提供
- ・公民館使用の優先的な申請受付、使用料の減額
- ・団体名称や活動内容などの市ホームページ等での周知

I 登録の対象となる生涯学習活動団体

市内では、社会や地域の課題解決や家庭教育・子育て支援、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション、ボランティアなど様々な分野で学習や活動を行う団体があります。

公民館では、一定の要件を満たす市内で活動する団体について、「生涯学習活動団体」として登録し、その活動を支援しています。

○登録の基準

次の全てに該当する団体で、次ページの《登録条件》を満たす団体

- ・生涯学習活動を主たる目的とし、継続的・計画的に活動している団体
- ・自主的・主体的に運営している団体
- ・学習成果の発揮が期待できる団体



生涯学習活動とは…

人々が生涯にわたって学ぶこと、生涯にわたって行う学習活動です。
活動内容には様々な分野があります。

(生涯学習活動の例)

- 社会や地域の課題等に関する学習・活動 → まちづくり、環境問題など
- 家庭教育・子育て支援 → 育児サークルなど
- 文化・芸術 → 合唱、演劇、音楽、絵画、料理、写真、手芸など
- スポーツ・レクリエーション → 軽スポーツ、健康の増進、野外活動など
- ボランティア活動ほか → 学習支援、青少年育成、高齢者福祉など



自主的・主体的な運営とは…

会員同士が活動内容、予算、役割分担などを話し合っ
て団体を運営し、組織体制（会則など）が整っている団体です。

- 塾や習い事教室のように講師（先生）が活動の中心となっ
て運営する団体や講師が直接運営に携わる団体、会員相互の親睦・交流のみを目的とする団体は登録できません。

《登録条件》

- 団体の組織及び運営が次のとおりであること。
 - ・会員が自主的かつ主体的に運営しており、原則として会員の入退会を妨げないものであること。
 - ・会員は原則として市内在住・在勤・在学者であること。
 - ・会員及び日常の活動人員が5名以上であること。
ただし、使用を希望する公民館の室面積が200㎡以上（大会議室B）である場合は、原則10名以上であること。
 - ・組織体制（代表者・会則・活動計画・会員名簿）が整備されていること。
 - ・団体独自の予算があり、かつ経理を行っていること。
- 次に掲げる事項に該当しない団体であること。
 - ・営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行う団体
 - ・特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体
 - ・特定の宗教を支持し、又は教派若しくは教団を支援する宗教活動を行う団体
 - ・企業、学校等に属するクラブ活動の団体
 - ・名称に特定の流派を冠した団体



登録に当たって、活動目的や内容のほか、継続的・計画的に活動しているかどうかを確認します。
詳しくは、利用希望の公民館にお問い合わせください。



申請書ダウンロード用
ホームページ

Ⅱ 登録申請と登録後の活動について

1 団体登録期間

登録期間は、**4月1日から翌年3月31日までの1年間**です。

翌年度分の登録受付は、毎年11月～2月頃です（公民館によって受付期間が異なる場合があります）。翌年度以降も継続して登録を希望する場合は、改めて申請する必要があります。

なお、4月以降に登録が認められた団体も登録期間はその年度内の3月31日までです。

登録について、詳しくは、各公民館にお問い合わせください。



2 登録申請

登録を希望する団体は、次の①～③の書類を各公民館に提出してください。申請書等を提出いただいた後、各公民館と公民館事業課で審査の上、登録が認められた団体に登録証をお渡しします。

①生涯学習活動団体登録申請書 ②会則（規約） ※ ③会員名簿 ※

※必要な項目を満たせば団体独自の様式でも構いません。

※書類は各公民館でお渡しするほか、公民館のホームページからもダウンロードできます。

3 登録団体の運営

登録団体の活動は、会員による相互学習を基本とし、講師を配置する場合も団体の運営全般を会員が担います。また、会員が参加しやすいように、会費と講師謝礼金はできるだけ低額とすることが望ましいと考えています。

4 登録の取消し

登録団体の活動が登録の基準や条件を満たしていないと認められるときや、登録団体としてふさわしくない行為をしたと認められるときは、登録を取り消すことがあります。また、公民館は必要な場合に、団体の活動内容や状況を確認するため、必要な書類の提出を求めることがあります。

登録後に塾や習い事教室のように講師（先生）が運営していることが確認された団体については、活動内容や会計の状況などにより、営利目的の利用と判断することがあります。その場合は、公民館の利用自体を認めることができないため、団体登録も取り消します。



5 登録事項の変更・団体の解散があった場合

団体の代表者、連絡先、その他登録事項に変更があった場合には変更届を、団体が解散した場合には解散届を登録された公民館に提出してください。届出用紙については、各公民館でお渡ししているほか、公民館のホームページからもダウンロードできます。

6 情報の公開

登録団体については、団体名をはじめ、活動内容、会費などを公民館のホームページや登録された公民館の窓口で広くお知らせします。

7 その他

登録の条件などについて、詳しくは「旭川市公民館生涯学習活動団体登録要綱」に定めていますので、あわせてご覧ください。

Ⅲ 団体の発展に向けて

団体の日常活動や成果の発表を通して、他の団体や地域と交流し、更に深く学ぶことで活動の発展につながります。そのため、次のような活動に取り組んでみましょう。

1 学び

- ・会員以外の参加を広く呼びかけて学習会を開く。

2 発表・活動

- ・学習したことを仲間と共に実践する。
- ・作品の展示、実演、又は競技等の機会に参加して活動の内容を地域等に広く紹介する。
- ・公民館の文化祭やフェスティバル等に積極的に参加する。

3 交流

- ・活動で得た知識や技術を生かして、初心者に教える機会をつくる、ボランティアとして活動するなど、団体として学んだことを地域社会の中で生かしていく。
- ・団体への参加希望者を積極的に受け入れる。公民館のサークル体験会に参加する。
- ・合同学習会を開催するなど、他の団体との交流を通じ、お互いの活動に生かしていく。

登録申請書の記載例

第1号様式

令和 ○年度 旭川市公民館生涯学習活動団体登録申請書（新規・継続）

（宛先）旭川市教育委員会

活動内容種別（※選択）

フリガナ 団体の名称	ロマニアブラエサークル 浪漫油絵サークル			会則に定める会の正式名称																		
団体の目的及び 活動内容	本会は、油絵について深く理解し、その技術を を磨くことを目的とする。			会則に定める会の目的・活動内容																		
連絡先氏名	瑠野 和亜	電話番号	5〇-2345																			
発足の年月	昭和・平成・令和	月	結成																			
会員数	10名			申請時の会員数																		
希望する活動 場所・時間帯等	〇〇 公民館（分館） 室名：〇〇学習室																					
	☐ 毎週 ☒ 毎月 ☐ その他 ☐ 不定期			室の使用は原則として週1回が 限度です。月3回など回数が決 まっている場合は、できる限り 正確に記載ください。																		
	☐ 午前 10:00 ~ 12:00 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 不定期			午前は9時~12時 午後は13時~17時 夜間は18時~22時 の時間内です。																		
会費の徴収	有（毎月ごとに 1,000 円）・無																					
専任講師氏名	① 旭〇 太郎		②																			
講師謝礼金	月額 10,000円 その他（交通費等） 3,000円		会費・講師謝礼金はできる だけ低額であることが望 ましいです。																			
決算（見込）概要	<table border="1"> <tr> <td>【収入】</td> <td>【支出】</td> </tr> <tr> <td>・繰越金 30,000 円</td> <td>・講師謝礼 @10,000円× 1人× 12月・回= 120,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>@3,000円× 1人× 月・1回= 3,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・運営費 12,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・その他 5,000 円</td> </tr> <tr> <td>収入 10,000 円</td> <td>支出 20,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計 160,000 円</td> <td>合計 160,000 円</td> </tr> </table>				【収入】	【支出】	・繰越金 30,000 円	・講師謝礼 @10,000円× 1人× 12月・回= 120,000 円		@3,000円× 1人× 月・1回= 3,000 円		・運営費 12,000 円		・その他 5,000 円	収入 10,000 円	支出 20,000 円	合計 160,000 円	合計 160,000 円				
【収入】	【支出】																					
・繰越金 30,000 円	・講師謝礼 @10,000円× 1人× 12月・回= 120,000 円																					
	@3,000円× 1人× 月・1回= 3,000 円																					
	・運営費 12,000 円																					
	・その他 5,000 円																					
収入 10,000 円	支出 20,000 円																					
合計 160,000 円	合計 160,000 円																					
活動成果・計画	<table border="1"> <tr> <td>【活動成果】</td> <td>【活動計画】</td> </tr> <tr> <td>毎週1回の絵画学習</td> <td>毎週1回の絵画学習</td> </tr> <tr> <td>4月1日 定例総会</td> <td>4月 定例総会</td> </tr> <tr> <td>7月5日 全市民館合同展 出展</td> <td>7月 定例総会</td> </tr> <tr> <td>10月7日 公民館フェスティバル出展</td> <td>10月 定例総会</td> </tr> <tr> <td>11月2日 臨時総会（役員改選ほか）</td> <td>12月 定例総会</td> </tr> <tr> <td>12月4日 市民対象の絵画教室実施</td> <td>2月 定例総会</td> </tr> <tr> <td>2月5日 ○△ギャラリーにて展示会</td> <td>3月 定例総会</td> </tr> <tr> <td>3月30日 役員会</td> <td></td> </tr> </table>				【活動成果】	【活動計画】	毎週1回の絵画学習	毎週1回の絵画学習	4月1日 定例総会	4月 定例総会	7月5日 全市民館合同展 出展	7月 定例総会	10月7日 公民館フェスティバル出展	10月 定例総会	11月2日 臨時総会（役員改選ほか）	12月 定例総会	12月4日 市民対象の絵画教室実施	2月 定例総会	2月5日 ○△ギャラリーにて展示会	3月 定例総会	3月30日 役員会	
【活動成果】	【活動計画】																					
毎週1回の絵画学習	毎週1回の絵画学習																					
4月1日 定例総会	4月 定例総会																					
7月5日 全市民館合同展 出展	7月 定例総会																					
10月7日 公民館フェスティバル出展	10月 定例総会																					
11月2日 臨時総会（役員改選ほか）	12月 定例総会																					
12月4日 市民対象の絵画教室実施	2月 定例総会																					
2月5日 ○△ギャラリーにて展示会	3月 定例総会																					
3月30日 役員会																						

各団体の今年度の収入と支出で
す。（R6年度の申請をする場
合はR5年度の収入と支出を記
載します。決算前の場合は見込
みで記入してください。
なお、団体独自の決算書がある
場合、申請書に添付していただ
ければ空欄でも構いません。

公民館使用料を含みます。

収支は一致します。

旭川市生涯学習活動団体登録一覧表及び旭川市公民館ホームページ
時間、会費、連絡先を公開することを承諾し、会則及び会員名簿添付

令和 ○年 1月 31日

公民館に提出する日付

団体名 浪漫油絵サークル

代表者住所 旭川市〇条通〇丁目

代表者氏名 蓮 武蘭登

押印は不要です。

●定期的な活動
●大会・行事への参加・実施
●運営に関する会合
などの今年度の活動成果と来
年度の計画を記入してくださ
い。
なお、団体独自の計画書があ
る場合、申請書に添付いただ
ければ空欄でも構いません。

会則の参考例

団体内の特定できる場所を指定します。公民館に事務局を設置することはできません。

浪 漫 油 絵 サ ー ク ル 会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、浪漫油絵サークル (以下「本会」という。)と称し、事務局を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は油絵について深く理解し、その技術の向上に励むとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、第2条の目的に賛同する者をもって組織する。

(入退会)

第4条 本会への入会及び退会は、申出により認めるものとする。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 例会の開催 (開催日 第1・2・3水曜)

(2) 総会の開催

(3) 役員会の開催

(4) 公民館合同展への出展

(5) 市民を対象にした絵画教室ほか

必要があれば、更に追加してください。

(総会及び役員会)

第6条 総会は年1回開催する。ただし、臨時に総会を開催することを妨げない。

2 総会は、事業計画及び会計に関すること並びに役員を選出その他の運営に必要な事項を審議する。

3 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

4 総会及び役員会は、会員の過半数の出席をもって成立するものとし、議事は出席者の過半数をもって決する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会計 1名

(4) 監事 1名

会長・会計・監事は置いてください。この3役は兼務できません(名称は違って構いません)。また、他に必要な役員があれば、更に追加してください。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を担当する。

4 監事は、会計事務を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てることとする。

2 会費の額は、1か月当たり2,000円とする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる1年間とする。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

附 則

この会則は、令和▲年▲月▲日から施行する。

※同様の内容が記載されていれば団体独自の会則でも構いません。

必要であれば参考例の様式をお渡しします。

会員名簿の参考例

(団体名) 浪 漫 油 絵 サ ー ク ル 会員名簿

ページ 全体ページ
(1 / 1)

役職名	氏 名	住 所	電 話	備 考
会 長	蓮 武蘭登	神楽○条○丁目	1○-1111	
副会長	瑠野 和亜留	永山○条×丁目	5○-2345	団体連絡先
会 計	五卯木 哉	東旭川町○兵村	3○-3333	
監 事	瀬 山 安 布	神楽○条×丁目	4○-4444	
5		○条×丁目		
		町○○		
		江戸○男 我	東馬○条×丁目	
		九郎土 茂 根	神居○条×丁目	
		安 里 真手洲	西神楽南○条×丁目	
10		部 羅 万 句	北門町○丁目	
15				
20				

役職名は必ず会則の役職名と一致
するよう記入してください。

登録条件の
「会員は原則
として市内在
住・在勤・在
学者であるこ
と。」を確認す
るために使用
します。
住所は省略で
きません。

※講師は会員ではないため、この名簿には記入されません。

※この名簿は、会の運営に関すること以外には使用しないでください。

※上記の項目を満たしている場合は、団体独自の名簿でも構いません。

必要であれば参考例の様式をお渡しします。

※子ども中心のサークルは、役員の大人も会員に含みます。